

JSDA 第 1 回（2021 年 4 月登録）VA 血管内治療認定制度に合格された 認定医の先生方への重要なお連絡

特定非営利活動法人日本透析アクセス医学会
認定制度委員会
2025 年 1 月

日頃日本透析アクセス医学会の活動にご協力いただき誠にありがとうございます。本会の VA 血管内治療認定医制度も多くの先生方にご申請いただき多くの登録数となっております。また現在本資格は“シャント DCB 適正使用指針”並びに“人工血管内シャントの静脈側吻合部における狭窄又は閉塞に対するゴア バイアバーン ステントグラフトの適正使用指針”の術者資格の一つとして認定され、同デバイスの使用申請が可能となっております。

先生方の認定期間は 2026 年 8 月 31 日までとなります。よって更新の手続き申請は、本来来年行うこととなりますが、下記の理由で 1 年前倒しとなりますが事前審査の受付を本年 5 月 1 日～5 月 30 日まで行います。当然来年の本来の審査での受審でも問題ございません。

理由：もし万が一、書類不備があった際に不合格となりますと VA 血管内治療認定医の資格を失うこととなり 2026 年 9 月以降の上記デバイス使用時の診療報酬請求が不可能となり、使用現場において混乱を起こす可能性があり、会員への不利益を生じさせる可能性があるため。

運用：第 1 回合格者（期限 2021 年 4 月 1 日～2026 年 8 月 31 日）に対して期限 1 年前に事前審査を実施する。事前審査にあたっては通常の審査料と同額のお支払いをいただき審査となります。事前審査で合格の場合には、2026 年の規定された期日内に認定料のお支払いをいただくことで更新となり、新しい期日の認定書が送られます。事前審査で不合格の場合、来年の通常の審査に再度審査料をお支払いいただき受審していただきます。そこで合格の場合、認定料のお支払いをいただければ認定され、新しい認定書を送付いたします。不合格の場合、2026 年 8 月 31 日をもって J S D A V A 血管内治療認定医の資格が消失いたしますので、他の適正使用指針策定協議会の認定医をお持ちでない方は、両デバイスの使用に際し診療報酬請求が不可能となります。もし万が一請求した場合、不正請求として処理される可能性がございますこと、予めご理解いただきご注意ください。その際の救済処置はございません。本資格は診療報酬に紐づいた公的な意味合いを持つ資格であり、他の学会ともども厳正に運営される必要性があります。この点十分にご理解いただき、認定継続並びに両製品の使用継続をご希望される認定医におかれましては、準備並びに提出をご検討ください。

認定要件は H P 掲載の非営利活動法人日本透析アクセス医学会 VA 血管内治療認定医制度

規則 (Ver1.3) の

第3節 認定医の更新および認定医更新の申請

第8条 認定医の更新は、次の各項の資格をすべて満たす者であること。

- 1) 認定医の資格取得後引き続き本学会の正会員であること。(注：最終的に認定時において正会員でない場合には、事前審査の合否に関わらず認定されません)
- 2) 認定医の認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。(注：本審査は事前審査のため該当せず)
- 2) 当該認定期間5年のうちに本学会学術集会・総会に2回以上参加していること。(注：今回事前審査のため、不足していても2025年大会、セミナー参加で満たす可能性があります。)
- 4) **当該認定期間内に100例以上のVA血管内治療経験を有すること**(術者のみならず指導医としての経験でも良い)。
- 5) 病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の回数に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は1年単位とし通算2年を限度として、認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は認定医を呼称することは出来ない。(注：今回の事前審査では対応いたしません)
- 6) 海外留学のために休会措置を受け所定の単位に満たない場合は、更新の延長を申請する。延長期間は1年単位とし通算4年を限度として、認定期間は有効期限の満了する日に延長期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は認定医を呼称することは出来ない。(注：今回の事前審査では対応いたしません)
- 7) 認定医の更新の審査において適格と判断され、認定医更新者として登録を完了した者であること。(注：今回の事前審査では対応いたしません)

に準じます。

今回の事前審査の際に必要な書類等

1) **認定期間内のVA血管内治療の100例の症例の手術記録提出(抽出症例提出)**

規約通り、更新時には術者のみならず指導医としての経験症例でも構いません。申請後抽出症例のコピーの提出。放射線台帳、手術台帳、看護記録等一切お認めできません。手術記録のみ、審査致します。手術記録に対する補完資料(看護記録など)での審査は一切行いません。また手術記録は同一フォーム内に必要事項すべての情報を必要とします。

個人情報保護法の遵守(氏名、生年月日(ただし年齢記載のない場合には生年月までの記載を求めます。住所、電話番号などはマスキング要)もお願いいたします。こちらも同様に違反した場合、不合格となります。

V A 血管内治療は診療報酬コード（K6161-4-1,K616-4-2,K616-7 で診療報酬請求したもののみ）に掲載された手術です。手術には医療法施行規則には下記のように記載されており、手術記録は診療報酬を請求する上で必須です。

手術記録には手術内容のほか下記規定があります。

医療法施行規則 第一条十（抜粋）

5 第三項第二号の手術記録には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

- 一 手術を行った医師の氏名
- 二 患者の氏名等手術記録をそれぞれ識別できる情報
- 三 手術を行った日
- 四 手術を開始した時刻及び終了した時刻
- 五 行った手術の術式
- 六 病名

上記医療法施行規則の求める記載条件が提出されない場合には失格とします。病名あるいは手術術式に左右の記載も必須です。提出に際しては個人の特定につながる内容はマスキング（ペンでの黒塗りの場合、再度コピーして確実に確認できないようにすることが望ましい）して提出してください。個人情報の確認できる場合、不合格となります。ただし手術日時は決して削除しないでください。認定期間の症例か否か判断付きかね、審査できません。その際は不合格といたします。

電子カルテ画面での提出の場合、初版でない場合にはすべての版を提出してください。手術後可及的速やかに手術記録は作成される必要があります。期間をあけて提出時に追記したものは、状況によっては不合格といたします。

紙カルテでの提出の場合、修正・追記した場合、修正日時も含めて訂正の内容がわかるようになっていない場合、お認め致しません。WORDなどで作成した手術記録の場合、プリントアウトしてカルテに閉じこむ必要があります。その際には初版に手書きで修正・追記（修正日時要）、あるいはその後の版を合わせて閉じこんでください。提出にはすべての版を提出していただきます。

WORD, EXCELでの提出される申請者がいますが、不可です。版数管理ができないシステムでの作製の際には、紙カルテ運用の場合：ファイルされた状態の写真あるいはコピーで提出、電子カルテ運用の場合：電子カルテに取り込んだ状態での提出を求めます。

上記の記載通り、該当認定期間内の症例のみ受けつけます。

2) 審査料の振込確認できるもの

※事前にご注意いただきたいこと

- 1) 今回の事前審査はあくまでも認定更新が可能か否かの判定のために行います。本結果

が合格の場合、来年の正式な申請時期に認定料のお支払いが必要です。

- 2) この事前審査では、不合格個所があった場合にはその時点で審査は終了し、そこまでの症例のみのご指摘となります。それ以降の症例に関しては審査は致しませんので、ご自身で審査基準に照らし合わせて確認してください
- 3) 今回の事前審査では異議申し立て（規則第4節第12条4）は適応されません。指摘内容に合致するような症例を各自自己責任で選出し来年の更新申請時に申請して下さい。
- 4) 毎年フリーメールアドレス（hotmail,yahoo など）で申請し、受信できないなどのトラブルが生じております。ご自身の重要な資格の申請ですので、使用しないことを強く推奨します。これに関するトラブルは一切対応いたしません。なお申請後 1 週間経過しても受け取り確認ない場合には、迷惑メールフォルダなどに振り分けられていないことを確認の上事務局代行までご連絡ください。

資料

電子カルテの場合

下記のサイトが比較的好くまとまっています。ご参考にされてください（2025年01月22日現在）

<https://insights-jp.arcservice.com/three-principles-of-electronic-medical-records>